

地域のみなさんがつくる集い、支えあうサロンを始めてみませんか！

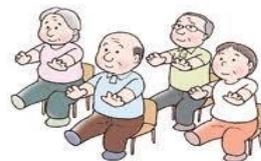
# 通所サービスB 補助金交付のご案内

笛吹市介護予防・生活支援サービス事業等支援補助金

住み慣れた地域で、要支援者等（\*注1）を含む住民が定期的に通える場を設け、地域住民の交流や住民同士の助け合いの機会を持つことで、社会的孤立を防止するとともに、生きがいつくりや健康づくり、要介護状態等になることを予防又は軽減し、地域における自立した日常生活を支援することを目的とします。

**補助対象団体** 以下の条件を全て満たす、自主活動の団体であれば申請できます

- ①代表者を含め3名以上の構成員がいること
- ②本市の住民基本台帳に記録されている参加予定者が3人以上で、かつ、半数以上が居宅要支援被保険者等であること
- ③週1回以上（1回2時間以上）の運営ができること
- ④開催場所が市内であること
- ⑤参加希望する要支援、事業対象者（\*注2）等を新たに受け入れることができること
- ⑤居場所リスト等に活動内容情報を提供することが可能こと



## 補助内容

- ①運営補助 1回あたり上限5,000円 年間52回まで  
消耗品・通信運搬費、保険料、印刷製本費、会場使用料、講師料、高熱水費補助等 運営に必要な経費  
ただし、ボランティアのサービス提供に係る人件費、委託料、食料費は除きます
- ②立ち上げ補助 初年度のみ1回1箇所上限50,000円  
手すりなど軽微な改修に係る経費や電話、パソコンなど備品の購入に係る経費

**申請** まずは、下記問合せ・申込み先まで、お気軽にご連絡をください。

**注意事項** ①新規利用者の申し込みが長寿包括支援センターを通じて連絡が入ります。  
要支援、事業対象者以外の高齢者等を受け入れる場合は直接団体で受け入れてください。

②市からの補助金を受けている団体は対象外です。補助等を受けている経費は、対象になりません。

（※注1）要支援者等・・・要支援1、要支援2の認定者と事業対象者（※注2）のことです。

（※注2）事業対象者・・・「基本チェックリスト」という25の質問項目で、要介護の原因になりやすい生活機能の低下の見られた方になります。

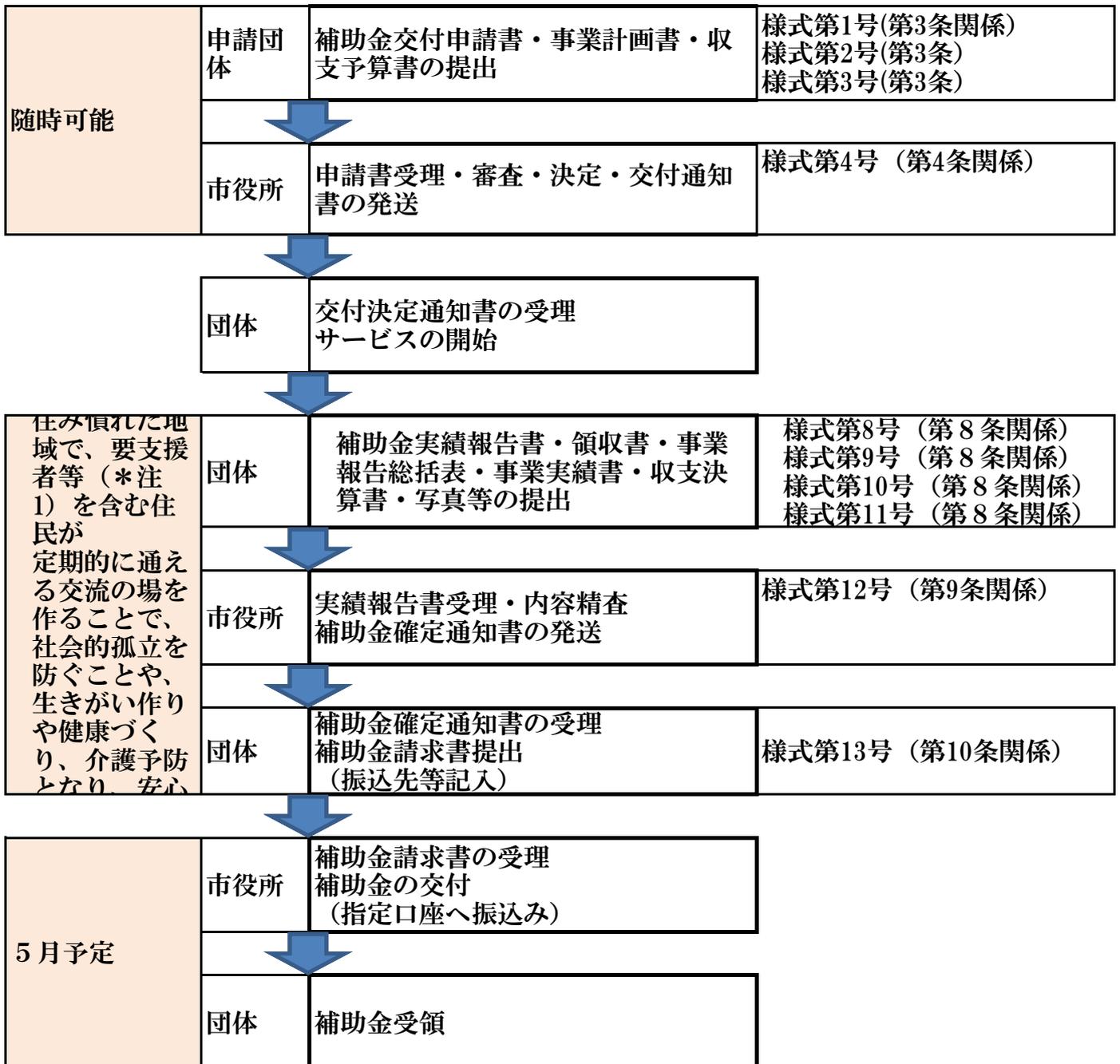
問合せ・申し込み先

お気軽にご相談ください！

笛吹市役所 長寿支援課 長寿支援担当 電話055-261-1902・FAX:055-262-1318

## 支援補助金交付申請の流れ

### 通所型サービスB 支援補助金



#### 【ご注意ください!】

年度途中で変更・中止があった場合の届出も必要になります。様式5号(第5条関係)

概算払い請求(注※)を行うことも可能です。様式7号(第7条関係)

(笛吹市介護予防・生活支援サービス事業等支援補助金は交付決定額の2分の1を上限とします。)

※注 概算払い請求とは、支払額が未定の時に、後で精算する条件でおおよその見積額を支払うこと